

総務委員会

【議案の審査】

■議案第12号 国分寺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

Q これまでに派遣した公益的法人等は。

A 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会と公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などに派遣実績がある。

Q 今回派遣予定の公益財団法人東京市町村自治調査会とは。

A 行政シンクタンクとして活動している組織。

■議案第13号 国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

Q 税率を決定するまでのプロセスは。

A 今後、市では様々な都市計画事業、一例として都市計画道路国3・4・12号線等々の事業が予定されていることから、政策部や建設部門等と今後の見通しを協議した。その上で、今回は税率を変更しない決定をした。

Q 本則は0.3%で、特例として0.27%にしているとのことだが、その影響額は。

A 0.01%あたり約7,200万円の影響額と試算。

【報告事項】

・ペンシルロケットレプリカを活用した「日本の宇宙開発発祥の地 国分寺市」の更なるPRについて など



ペンシルロケットレプリカ

厚生文教委員会

【議案の審査】

■議案第14号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

Q 令和3年度から5年度の介護保険料の基準月額を、現在と同額の5,916円にする根拠は。

A 保険給付からの算定は6,202円だが、保険者機能強化推進交付金の実績見込み、介護給付費準備基金を2億円充当させて5,916円とした。

■議案第19号 国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

Q 基幹型地域包括支援センター廃止後も、引き続き市が基幹的機能を担うが、その状況は。

A 虐待や昨今増えてきた8050問題などは、地域包括支援センターだけでは対応し切れないので、市の関係部署と連携を行い、高齢福祉課が介入しながら必要な支援を行っている。

■議案第27号 国分寺市プレイステーション条例の一部を改正する条例について

Q 4月1日以降プレイステーションの所管は。

A 子ども子育て事業課の予定。

■議案第8号ほか9件の議案を審査

【報告事項】

・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業の準備状況について など



プレイステーション(東戸倉2-28-4)

建設環境委員会

【議案の審査】

■議案第20号 国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

Q 低層住宅・小規模店舗調和地区において店舗等のリフォームを行う際に必要な手続きについて、長期的にはどのように担保していくのか。

A 店舗等の維持管理に関して誓約書を提出するほか、当該店舗等に係る契約書等に地区計画上の義務を明記するなどして周知を図ることで担保していく。

■議案第21号 国分寺市まちづくり条例の一部を改正する条例について

Q 第70条第3項の開発区域の周辺範囲とは。

A 開発区域から水平距離500メートル以内に都市公園がある場合と、250メートル以内にその他の市立公園がある場合を判断基準に考えている。

Q 公開空地の税制優遇措置について、引き続き検討を進めるとのことだが、具体的には。

A 近隣市などを対象に事例調査をしたい。

■議案第11号及び24号を審査

【報告事項】

・(仮称)リサイクルセンター施設整備及び清掃センター解体等スケジュール案について など



国分寺市清掃センター

国分寺駅周辺整備特別委員会

【議案の審査】

■議案第22号 国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計条例及び国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例を廃止する条例について

Q 再開発事業の完了日は。

A 令和3年2月3日に完了している。

Q 再開発事業の総事業費とそのうちの市の負担額は。

A 総事業費は約657億円で、そのうちの市の負担額は約329億円になる。

■議案第23号 国分寺市国分寺駅北口駅前広場条例について

Q イベント広場やオープンスペースを使用する場合、使用するスペース内に歩行者動線を確保しなければならないのか。

A イベントの内容にもよるが、スペースを明確に区画して使用すれば、動線の確保は不要。

Q 広場の利用にあたっての感染症対策や運用方法などの詳細について、現在の検討状況は。

A 施行規則を制定するほか、感染症対策を含めて利用方法についてガイドラインを作成し、

利用者に案内していく予定。

Q ガイドライン作成の際には市民の意見を。

A 市民、利用者の御意見を聞いて対応する。



国分寺駅北口駅前広場

公共施設等総合管理特別委員会

【議案の審査】

■議案第31号 工事請負契約について

Q 本案の説明を求める。

A 国分寺市新庁舎建設工事(設計・施工)について、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約のため、法律および条例の規定に基づく提案。選定審査委員会を設置して、公募型プロポーザル方式により業者選定を行った結果、竹中・石本・セット設計特定建設共同企業体を優先交渉権者に決定した。契約金額は消費税含み

89億1,677万7,000円になる。

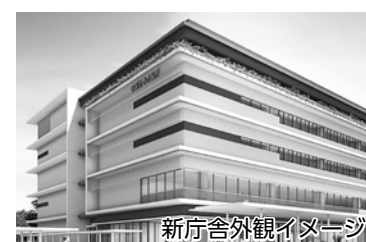
Q 業者3社のそれぞれの役割は。

A 代表の竹中工務店が設計・施工を主体的に実施。石本建築事務所は設計の総合監修として関わり、工事監理は竹中工務店の工事監理チームと共同で行い、監理業務の第三者性を確保する。セット設計事務所は地元業者の強みを活かして調査業務や「まちづくり条例」の対応をはじめとする地域に根差した対応を主として行うと聞いている。

Q 優先交渉権者が提示した地域貢献への金額は。

A 提案は税抜で25億円になる。

【報告事項】・現庁舎用地の活用について など



新庁舎外観イメージ